

愛知県教育委員会特別支援教育課

第1 趣旨

愛知県特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議するため、「愛知県特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 構成

- 1 協議会は、次に掲げる者で構成する。なお、必要に応じて、愛知県特別支援学校の関係者等構成員以外の者の参加を求めることができる。
 - (1) 医療的ケア実施校の校長
 - (2) 愛知県医師会学校保健部会代表
 - (3) 小児科医師等
 - (4) 看護師に関する団体等の職員代表
 - (5) 愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
 - (6) 愛知県教育委員会関係課長
- 2 構成員の任期は1年とする。

第3 会長及び副会長

- 1 協議会には会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって決定する。
- 3 会長は協議会を主宰する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4 協議会の招集

協議会は愛知県教育委員会事務局長が招集する。

第5 庶務

協議会の庶務は、愛知県教育委員会特別支援教育課で行う。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

第7 専門部会の設置

協議会は、協議を円滑に進めるための専門部会を別に設置することができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。